

自動車排出ガス規制の識別記号一覧

自動車排出ガスの状態	識別記号	備	考
昭和50年度規制に適合させたもの	A	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	
	H	上記以外の自動車	
昭和51年度規制に適合させたもの	B	1等価慣性重量が1トン以下のもの（軽自動車を除く。） 2等価慣性重量が1トンを超えるもの及び4サイクル軽自動車であって、窒素酸化物の排出量の値が10モード法により運行する場合には0.84g / km、11モード法により運行する場合には8g以下のもの	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車
	C	等価慣性重量が1トンを超えるもの、及び4サイクル軽自動車であって上記2以外のもの	
昭和53年度規制に適合させたもの	E	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	
昭和54年規制に適合させたもの	J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	K	軽油を燃料とする自動車	
昭和56年規制に適合させたもの	L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が2.5トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
昭和57年規制に適合させたもの	M	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が2.5トンを超えるもの及び4サイクル軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	N	軽油を燃料とする自動車（直接噴射式の原動機を有するものを除く。）	
昭和58年規制に適合させたもの	P	軽油を燃料とする自動車（直接噴射式の原動機を有するものに限る。）	
昭和61年規制又は昭和62年規制に適合させたもの	Q	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車	
昭和63年規制に適合させたもの	R	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が1.7トン以下のもの（軽自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く
	S	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5（直接噴射式の原動機を有するものにあつては3.5）トン以下のもの	
平成元年規制に適合させたもの	T	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が1.7トンを超えるもの	
	U	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5（直接噴射式の原動機を有するものにあつては3.5）トンを超えるもの（車両総重量が8トンを超えるセミトレーラを	

		けん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。)	
平成2年規制に適合させたもの	V	4サイクル軽自動車	
	W	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が8トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	
	X	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの	
平成4年規制に適合させたもの	Y	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車であって車両重量が1265キログラムを超えるもの	
	Z	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く
平成5年規制に適合させたもの	K A	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トン以下のもの	
	K B	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの	
平成6年規制に適合させたもの	K C	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	
	K D	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車	
	G A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	
平成7年規制に適合させたもの	G B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が2.5トンを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車の自動車を除く。)	
平成9年規制に適合させたもの	K E	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの	
	H A	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265以下のもの)	
	K F	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。)	
	H B	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。)	
	K G	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	

	H C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
平成10年規制に適合させたもの	K H	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの	
	H D	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの	
	K J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）	
	H E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）	
	K K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	H F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	G C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	H G	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	G D	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの	
	H H	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの	
	G E	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	H J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
	B A		4サイクル軽二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）
			4サイクル第一種原動機付自転車

	B B	2 サイクル軽二輪自動車
		2 サイクル第一種原動機付自転車
平成10年アイドリング規制に適合させたもの	G F	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって昭和53年度規制に適合させたもの
	H K	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって昭和53年度規制に適合させたもの
	G G	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成11年規制に適合させたもの	K L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	B C	4 サイクル小型二輪自動車
		4 サイクル第二種原動機付自転車
	B D	2 サイクル小型二輪自動車
2 サイクル第二種原動機付自転車		
平成12年規制に適合させたもの	G H	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	G J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H N	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	H P	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	G K	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H Q	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン

平成13年規制に適合させたもの		を超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	G L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H R	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成14年規制に適合させたもの	G M	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	H S	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	K M	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	H T	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	K N	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	H U	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	K P	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H W	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成9年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	D A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	W A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	D D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	W D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る）

		。)
	D G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	W G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成 9 年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	D B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	W B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	D E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	W E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	D H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	W H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成 9 年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	D C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	W C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	D F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	W F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	D J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車

		を除く。)
	W J	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
平成10年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	D K	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	W K	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	D N	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。)
	W N	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。)
	D R	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	W R	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
平成10年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	D L	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	W L	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	D P	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。)
	W P	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。)
	D S	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	W S	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	D M	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車

平成10年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの		両重量が1265キログラムを超えるもの
	WM	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	DQ	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	WQ	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	DT	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	WT	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成12年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	TA	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	TB	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	XA	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	XB	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成12年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	LA	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	LB	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	YA	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	YB	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

平成12年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	U A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	U B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	Z B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成13年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	T C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	X C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	T D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	X D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成13年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	L C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Y C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	L D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Y D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

平成13年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	Z C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成14年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	T E	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	X E	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	T F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	X F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	T G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	X G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	T H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
X H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	
平成14年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	L E	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	Y E	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	L F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	Y F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	L G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの

		の
	Y G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	L H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Y H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成14年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	U E	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	Z E	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	U F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	Z F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	U G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	Z G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	U H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	T N	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	T P	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	T Q	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	T R	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

	T S	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	L N	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	L P	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	L Q	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	L R	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	L S	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	U N	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	U P	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U Q	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U R	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U S	圧縮天然ガス又はメタノールを燃料とする軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
電気自動車	E A	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	E B	車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	E C	車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	E D	車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

	E E	軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
平成11年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	D U	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	W U	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成11年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	D V	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	W V	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成11年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	D W	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	W W	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合させたもの	K Q	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H X	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	K R	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	H Y	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が2.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	S A	定格出力が19キロワット以上37キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
	S B	定格出力が37キロワット以上75キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
	S C	定格出力が75キロワット以上130キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
	S D	定格出力が130キロワット以上560キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
平成16年規制に適合させたもの	K S	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
		軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

	H Z)であって車両総重量が12トンを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	T J	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	X J	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	T K	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	X K	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	T L	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	X L	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	L J	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	Y J	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	L K	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	Y K	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	L L	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	Y L	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	U J	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)

平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの		もの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7トンを超え 2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5トンを超え3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5トンを超え3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	U L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準粒子状物質75%低減レベルに適合させたもの	P A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準粒子状物質85%低減レベルに適合させたもの	P B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベル及び平成12年基準粒子状物質75%低減レベルに適合させたもの	P C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベル及び平成12年基準粒子状物質85%低減レベルに適合させたもの	P D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のもの

		の（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベル及び平成12年基準粒子状物質75%低減レベルに適合させたもの	P E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベル及び平成12年基準粒子状物質85%低減レベルに適合させたもの	P F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベル及び平成12年基準粒子状物質75%低減レベルに適合させたもの	P G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベル及び平成12年基準粒子状物質85%低減レベルに適合させたもの	P H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	V H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス25%低減レベルに適合させたもの	T M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	X M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの	L M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Y M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの	U M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	Z M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

